

西淀川区保健福祉センターにおける保健関係業務等

会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

西淀川区保健福祉センターにおける次の日常業務に従事する。

- (1) 公害認定更新・補償給付（障害補償費、療育手当等）申請受付に関する業務
- (2) 各種健診（各種がん検診、歯周疾患、骨量検査）に関する業務
- (3) 健康づくり事業、各種予防接種に関する業務
- (4) 結核・HIV その他感染症予防に関する業務
- (5) アスベストによる健康被害者の救済申請、被爆者援護、健康手帳の交付に関する業務
- (6) 乳幼児健診（3 か月・1 歳 6 か月・3 歳児）に関する業務
- (7) 母子健康手帳の交付、不妊治療助成事業、未熟児養育医療費給付、小児慢性特定疾病治療の医療給付に関する業務
- (8) 病院・診療所等の開設や廃止等の各届出、医師・看護師等の免許申請等に関する業務
- (9) 窓口及び電話による問い合わせへの対応
- (10) その他上記以外で状況に応じて必要と認められる業務

3 応募資格

令和 8 年 9 月 1 日から勤務可能な方で次の要件をすべて満たす方

- ・一般的な事務作業（窓口対応、電話対応、基本的なパソコン操作など）のできる者（なお、本市または他の地方公共団体において、公害認定更新・補償給付（障害補償費、療育手当等）申請受付に関する業務に従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者が望ましい）
- ・地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日

※ただし、本市が認める場合に限り、任用期間を延長する場合があります。
(最大2回、令和11年3月31日まで)

5 選考方法

面接選考

6 選考日時及び選考会場

日 時：令和8年8月19日(水)

受付開始：午前9時30分

集合時間：午前9時45分

場 所：西淀川区役所内 会議室

※詳細な時間・場所は「受験案内」に記載して通知します。

7 申込方法

次の書類等を持参又は送付してください。

※郵便等の場合は、必ず簡易書留で申し込みください。

※次の(1)(2)に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

8 受験申込書の受付期間等

(1) 申込期間

令和8年7月28日(火)～令和8年8月14日(金)まで

※持参する場合：受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵便等で送付する場合：締切日の午後5時必着

(2) 提出先

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10 2階25番

西淀川区役所 保健福祉課 健康推進 電話 06-6478-9882

※郵便等の場合は「会計年度任用職員採用申込書 在中」と朱書きした封筒に入れて送付してください。

※簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。

なお、料金不足の場合は、受け付けません

9 受験案内

令和 8 年 8 月 17 日（月）に「受験案内」を指定のメールアドレスあて通知します。

「受験案内」メールが届かない場合は、令和 8 年 8 月 18 日（火）に「13 問合せ先」まで電話にてご連絡をお願いします。

（注）

迷惑メール防止対策のためドメイン指定を行っている場合は、「@city.osaka.lg.jp」を指定してください。

「メールフィルター」などインターネットメールの拒否設定を行っているとう受信できない場合があります。設定の変更をお願いします。

10 合否の通知

試験結果については、令和 8 年 8 月 24 日（月）に指定のメールアドレスあて通知します。

「試験結果」メールが届かない場合は、令和 8 年 8 月 25 日（火）以降に「13 問合せ先」まで電話にてご連絡をお願いします。

11 勤務条件等

（1）勤務地

西淀川区役所 保健福祉課 健康推進 2 階 25 番 （西淀川区保健福祉センター）

（2）勤務日数及び勤務時間

勤務区分は採用時に次のいずれかに決定します。

1 日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日

・午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分（休憩時間 45 分）

・午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分（休憩時間 45 分）

（3）休日

土曜日・日曜日・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日

月曜日から金曜日のうち本市が指定する 1 日

※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振り替える。

（4）休暇

年次有給休暇（12 日）

特別休暇

【有給】忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、
病気休暇、ドナー休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇 等

【無給】生理休暇、妊娠障害休暇

（5）報酬等

報酬 (17 日支給、1 月のみ 18 日支給)	176,436 円～196,620 円
期末・勤勉手当（予定） (12 月に支給)	270,166 円～301,073 円
年収見込み (令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月まで)	1,505,218 円～1,677,413 円

・採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

・期末・勤勉手当は、1 年目は 1.53125 月分ですが、再度の任用がされた場合、2 年目以降は 4.65 月分となる予定です。

・上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記報酬等は、給与改定等により変更となる場合があります。

(6) 社会保険等

健康保険（介護保険）、厚生年金、雇用保険

1 2 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 可否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (4) 試験当日は、集合時間から 30 分以上遅刻した場合は、受験できません。

1 3 問合わせ先

西淀川区役所 保健福祉課 健康推進 2 階 25 番（伊勢・大津） 〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島 1-2-10 電話 06-6478-9882
--

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと